社会福祉法人勝曼会

ショートステイ バウムあすみの丘 利用契約書

（令和６年８月１日現在）

目　次

第　一　章　　総　則
　第　１条　（契約の目的）
　第　２条　（契約期間）
　第　３条　（個別の居宅サービスに係る介護計画の決定・変更）
　第　４条　（介護保険給付対象サービス）
　第　５条　（介護保険給付対象外サービス）
　第　６条　（契約期間と利用期間）
　第　７条　（運営規定の遵守）

第　二　章　　サービスの利用と料金の支払い
　第　８条　（サービス利用料金の支払い）
　第　９条　（利用の中止、変更、追加）
　第１０条　（利用料金の変更）

第　三　章　　事業者の義務等
　第１１条　（事業者及びサービス従事者の義務）
　第１２条　（守秘義務等）

第　四　章　　契約者の義務
　第１３条　（契約者の施設利用上の注意義務等）
　第１４条　（契約者の禁止行為）

第　五　章　　損害賠償（事業者の義務違反）
　第１５条　（損害賠償責任）
　第１６条　（損害賠償がなされない場合）
　第１７条　（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

第　六　章　　契約の終了
　第１８条　（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）
　第１９条　（契約者からの中途解約等）
　第２０条　（契約者からの契約解除）
　第２１条　（事業者からの契約解除）
　第２２条　（契約の一部が解約又は解除された場合における関連条項の失効）
　第２３条　（精算）

第　七　章　　その他
　第２４条　（契約当事者の変更）
　第２５条　（苦情処理）
　第２６条　（協議事項）

＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「契約者」という。）と社会福祉法人　勝曼会（以下「事業者」という。）は、契約者が指定居宅サービス事業所　ショートステイ　バウムあすみの丘（以下「バウムあすみの丘」という。）において、事業者から提供される短期入所生活介護サービス、（以下「指定居宅サービス」という。）を受け、それに対する利用料金を支払うことについて次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第　一　章　　総　則

第１条（契約の目的）

１　事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがい、契約者がその有する能力に応じ,可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、第４条及び第５条に定める指定居宅サービスを提供します。

２　事業者が契約者に対して実施する指定居宅サービスの内容、利用期間、利用日、利用時間、費用等の事項は、別紙「サービス利用書」に定めるとおりとします。

第２条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から６か月間とします。契約期間満了の 2 日前までに契約者から契約終了の申し出がない場合には、本契約は更に 6 か月間同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第３条（個別の居宅サービスに係る介護計画の決定・変更）

１　事業者は、契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って契約者の個別の居宅サービスに係る介護計画（短期入所生活介護計画、以下「個別サービス計画」という。）を作成するものとします。

２　事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、個別サービス計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。

３　事業者は、個別サービス計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定するものとします。

４　事業者は、契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくは、契約者及びその家族等の要請に応じて、個別サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、個別サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、個別サービス計画を変更するものとします。

５　事業者は、個別サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付しその内容を確認するものとします。

第４条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、短期入所生活介護サービスにおける介護保険給付対象サービスとしてバウムあすみの丘において、契約者に対して、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練を提供するものとします。

第５条（介護保険給付対象外サービス）

１　事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える短期入所生活介護サービスを提供するものとします。

２　前項の他、事業者は介護保険給付対象外サービスとして、短期入所生活介護サービスにおいて基準外送迎・食事・貸出衣類・買物依頼等のサービスを提供します。

３　前２項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。

４　事業者は第１項及び第２項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第６条（契約期間と利用期間）

本契約でいう「契約期間」とは、第２条に定める契約の有効期間をいい、「利用期間」とは、第２条に定められた契約期間内において、事業者が契約者に対して、現に指定居宅サービスを実施する期間をいいます。

第７条（運営規程の遵守）

１　事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、契約者に対して本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。

２　本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、事業者、契約者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、契約者に対して事前に説明することとします。

３　契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第　二　章　　サービスの利用と料金の支払い

第８条（サービス利用料金の支払い）

１　契約者は、要介護度に応じて第４条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の１割から３割）を事業者に支払うものとします。但し、契約者がいまだ要介護認定をうけていない場合又は居宅サービス計画が作成されていない場合には、契約者はサービス利用料金をいったん全額事業者に支払うものとします。
（要介護認定後、又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）

２　第 5 条に定めるサービスについては、契約者は重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。

３　前項の他、契約者は、短期入所生活介護サービスにおいては、利用期間中の食事代、滞在費と契約者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を、事業者に支払うものとします。

４　契約者は、前 3 項に定めるサービス利用料金を 1 ヶ月ごとに計算し、事業者が別に定める方法で支払うものとします。

第９条（利用日の中止・変更・追加）

１　契約者は、サービス利用開始前において、それぞれのサービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には契約者は利用開始日又はその前日までに事業者に申し出るものとします。

２　契約者が、前項に定める利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める、所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

３　事業者は、第 1 項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、バウムあすみの丘が満室により、契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合は、他の利用可能期間又は利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。

４　契約者は、短期入所生活介護サービスについて、第 6 条に定める利用期間中であっても、サービスの利用を中止することができます。

５　前項の場合に、契約者は、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 13 条第３項（現状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、利用終了日に精算するものとします。

６　第４項により契約者がサービスの利用を中止し、バウムあすみの丘を退所する場合には、契約者の希望により、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うものとします。

第１０条（利用料金の変更）

１　第８条第１項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合には、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

２　第８条第２項及び第３項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は契約者に対して、変更を行う日の１か月前までに説明をしたうえで、当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができます。

３　契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第　三　章　　事業者の義務等

第１１条（事業者及びサービス従事者の義務）

１　事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたり、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

２　事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、バウムあすみの丘の医師又は看護職員、もしくは主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携し、契約者からの聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。

３　事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

４　事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。

５　事業者は、契約者に対する指定居宅サービスの提供について記録を作成し、それを２年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

６　事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第１２条（守秘義務等）

１　事業者及びサービス従事者、又は従業員は、指定居宅サービスを提供するうえで知り得た契約者又はその家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続するものとします。
２　事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

３　前２項に拘わらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得たうえで、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第　四　章　　契約者の義務

第１３条（契約者の施設利用上の注意義務等）

１　契約者は、居室及び共用施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用するものとします。

２　契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但しその場合、事業者は契約者のプライバシー等の保護について十分な配慮をするものとします。

３　契約者は、バウムあすみの丘の施設、設備について、故意又は過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

４　契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備、敷地の利用方法等を決定するものとします。

第１４条（契約者の禁止行為）

契約者は、バウムあすみの丘内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

一　全ての場所での火気使用禁止

二　サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと。

三　その他決められた以外の物の持ち込み。

第　五　章　　損害賠償（事業者の義務違反）

第１５条（損害賠償責任）

１　事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第１２条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。

２　事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第１６条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。
とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

一　契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。

二　契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。

三　契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合。

四　契約者が事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合。

第１７条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

１　事業者は、契約の有効期間中、地震・噴火・台風等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

２　前項の場合に、事業者は、契約者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払を請求できるものとします。

第　六　章　　契約の終了

第１８条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

１　契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

一　契約者が死亡した場合

二　要介護認定、要支援認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合

三　事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりバウムあすみの丘を閉鎖した場合

四　施設の滅失、重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合

五　バウムあすみの丘が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

六　第１９条から第２１条に基づき本契約が解約又は解除された場合

２　事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第１９条（契約者からの中途解約等）

１　契約者は、本契約の有効期間中、本契約の全部又は一部を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の７日前までに事業者に通知するものとします。

２　契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を即時に解約することができます。

一　第７条第３項、第１０条第３項により本契約を解約する場合。

３　契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

一　契約者が入院した場合

二　契約者に係わる居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

第２０条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除することができます。

一　事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める指定居宅サービスを実施しない場合

二　事業者もしくはサービス従事者が第１２条に定める守秘義務に違反した場合

三　事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

四　他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第２１条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除することができます。

一　契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

二　契約者による、第８条第１項から第３項に定めるサービス利用料金の支払いが３か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

三　契約者が、故意又は過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第２２条（契約の一部が解約又は解除された場合における関連条項の失効）

第１９条から第２１条により、本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに係わる条項はその効力を失うものとします。

第２３条（精算）

第１８条第１項第二号から第六号により、本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務、及び第１３条第３項（現状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは契約終了日から１週間以内に精算するものとします。

第　七　章　　その他

第２４条（契約当事者の変更）

契約者は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、契約者の家族等をあらかじめ代理人とすることを定めるか、又は契約者の家族等を含む第三者に契約者を変更することに同意します。

第２５条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第２６条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書２通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各１通を保有するものとします。

令和　　年　　月　　日

事業者　　住　　所　　千葉市若葉区若松町８８番１

事業者名　　社会福祉法人勝曼会
ショートステイ　バウムあすみの丘
（短期入所生活介護）

代表者名　　社会福祉法人　勝　曼　会

理　事　長　　岡田　哲明　　印

利用者　　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

利用者代理人（家族等）　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

身元引受人（家族等）　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

緊急時の対応

体調の変化、緊急の場合は、下記に定める緊急連絡先に連絡します。
（緊急時必ず連絡がとれる連絡先のご記載をお願いいたします。）

1	氏 名	(続柄)
	住 所	
	電話番号	
	備 考	
2	氏 名	(続柄)
	住 所	
	電話番号	
	備 考	
3	氏 名	(続柄)
	住 所	
	電話番号	
	備 考	

≪契約書別紙≫

●利用料金のお支払方法(契約書第８条)
料金・費用は、１ヶ月ごとに計算し、ご請求します。
●介護保険法が定める法定料金(２０２４年８月１日対応)
下記料金は１日あたりの料金です。また、月間の合計単位で補正した金額になりますので、細部で相違が生じる場合があります。

1.［介護保険給付対象サービス］

(１)　基本サービス料金(地域単価、１０．８３円)

介護度	基本単位	１日の利用料	１日の自己負担額の目安		
			１割負担	２割負担	３割負担
要介護１	704	7,624	763	1,525	2,288
要介護２	772	8,360	836	1,672	2,508
要介護３	847	9,173	918	1,835	2,752
要介護４	918	9,941	995	1,989	2,983
要介護５	987	10,689	1,069	2,138	3,207

(２)加算料金(職員配置等により変動が生ずる場合があります。(地域単価１０．８３円)

加　算　項　目	基本単位	利用料	利用者負担の目安		
			１割負担	２割負担	３割負担
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100／月	1,083 円	109 円	217 円	325 円
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200／月	2,166 円	217 円	434 円	650 円
機能訓練体制加算	12／日	128 円	13 円	26 円	39 円
個別機能訓練加算	56／日	606 円	61 円	122 円	182 円
看護体制加算（Ⅰ）	4／日	42 円	4 円	8 円	12 円
看護体制加算（Ⅱ）	8／日	85 円	9 円	17 円	26 円
医療連携強化加算	58／日	628 円	63 円	126 円	189 円
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	18／日	192 円	20 円	39 円	58 円
夜勤職員配置加算（Ⅳ）	20／日	216 円	22 円	44 円	65 円

認知症行動・心理症状緊急対応加算	200／日	2,136 円	214 円	428 円	641 円
若年性認知症入所者受入加算	120／日	1,281 円	127 円	254 円	381 円
送迎加算	184／片道	1,992 円	200 円	399 円	598 円
緊急短期入所受入加算	90／日	974 円	98 円	195 円	293 円
長期利用者に対する減額	30／日	324 円	33 円	65 円	98 円
療養食加算 （朝、昼、夜１日３回を限度）	8／回	86 円	9 円	18 円	26 円
在宅中重度者受入加算（１）	421／日	4,559 円	456 円	912 円	1,368 円
在宅中重度者受入加算（２）	417／日	4,516 円	452 円	904 円	1,355 円
在宅中重度者受入加算（３）	413／日	4,472 円	448 円	895 円	1,342 円
在宅中重度者受入加算（４）	425／日	4,602 円	461 円	921 円	1,381 円
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3／日	32 円	4 円	7 円	10 円
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4／日	42 円	5 円	9 円	13 円
サービス提供体制加算（Ⅰ）	22／日	234 円	24 円	47 円	71 円
サービス提供体制加算（Ⅱ）	18／日	192 円	19 円	39 円	58 円
サービス提供体制加算（Ⅲ）	6／日	64 円	7 円	13 円	20 円
看取り連携体制加算	64／日	693 円	70 円	139 円	208 円
口腔連携強化加算	50／日	541 円	55 円	109 円	163 円
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100／月	1,083 円	109 円	217 円	325 円

生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10／月	108 円	11 円	22 円	33 円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 14.0%を加算（令和 6 年 6 月から）				
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 13.6%を加算（令和 6 年 6 月から）				
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の 11.3%を加算（令和 6 年 6 月から）				
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の 9.0%を加算（令和 6 年 6 月から）				
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）	現行の 3 加算の取得状況に基づく加算率（令和 6 年 6 月から）				

生活機能向上連携加算（Ⅰ）

訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等や医師からの助言を受けることができる体制を構築し、助言をうけた上で、機能訓練指導員等が、生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等すること。

理学療法士等や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場又は ICT を活用した動画等により、利用者の状況を把握した上で、助言を行うこと。

リハビリテーション専門職と連携して、個別機能訓練計画進捗状況を３月ごとに１回以上評価し、必要に応じて計画・訓練内容等の見直しを行うこと。

生活機能向上連携加算（Ⅱ）

訪問・通所リハビリテーションの理学療法士等が利用者宅を訪問して行う場合又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が訪問して行う場合※個別機能訓練加算を算定している場合は、100 単位／月

機能訓練体制加算

専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を１名以上配置し、かつ理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を 100 で除した数以上配置している。

個別機能訓練加算

専従の機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を１名以上配置していること。

機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員等が共同して、利用者の生活機能向上に資する個別機能訓練計画を作成していること。

個別機能訓練計画に基づき、利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、計画的に利用している者に対しては、その後３月ごとに１回以上、利用者の居宅を訪問した上で、利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。

看護体制加算（Ⅰ）

常勤の看護師を１名以上配置していること。

看護体制加算（Ⅱ）

看護職員を常勤換算方式で入所者数が 25 又はその端数を増す毎に１名以上配置していること。

事業所の看護職員により、又は病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24 時間の連絡体制を確保していること。

医療連携強化加算

事業所要件

・看護体制加算（Ⅱ）を算定していること。
・急変の予測や早期発見等のため、看護職員による定期的な巡視を行っていること。
・主治医と連絡が取れない等の場合に備えて、あらかじめ協力医療機関を定め、緊急やむを得ない場合の対応に係る取り決めを行っていること。
・急変時の医療提供の方針について、利用者から合意を得ていること。

利用者要件

・喀痰吸引を実施している状態。
・呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態。
・中心静脈注射を実施している状態。
・人工腎臓を実施している状態。
・重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態。
・人口膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態。
・経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態。
・褥瘡に対する治療を実施している状態。
・気管切開が行われている状態。

夜勤職員配置加算（Ⅱ）

夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を１人以上上回っていること。

夜勤職員配置加算（Ⅳ）

夜勤職員配置加算（Ⅱ）を算定していることに加えて、夜勤時間帯を通じて、看護職員を配置していること又は喀痰吸引などの実施ができる介護職員を配置していること（この場合登録喀痰吸引等事業者として都道府県の登録が必要）。

認知症行動・心理症状緊急対応加算

認知症日常生活自立度がⅢ以上であって、認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断した者であること。（利用開始日から起算して７日を限度として算定可）

若年性認知症入所者受入加算

受け入れた若年性認知症利用者毎に個別の担当者を定めていること。（認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定不可）

送迎加算

利用者の心身の状態、家族の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、居宅と事業所間の送迎を行う場合。

緊急短期入所受入加算

利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合。

短期入所生活介護を行った日から起算して７日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は１４日）を限度とする。

長期利用者に対する減額

長期利用者に対して短期入所生活介護を提供する場合

連続して３０日を越えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合であって、指定短期入所生活介護を受けている利用者に対して、指定短期入所生活介護を行った場合、所定単位数から減算を行う。

療養食加算

食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事が提供されていること。
医師の発行する食事箋に基づき提供されていること。

在宅中重度者受入加算

（１）看護体制加算（Ⅰ）を算定し（看護体制加算（Ⅱ）を算定していない場合に限る）、利用者が利用していた訪問看護事業所に利用者の健康上の管理を行わせた場合。
（２）看護体制加算（Ⅱ）を算定し（看護体制加算（Ⅰ）を算定していない場合に限る）、利用者が利用していた訪問看護事業所に利用者の健康上の管理を行わせた場合。
（３）看護体制加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）をいずれも算定し、利用者が利用していた訪問看護事業所に利用者の健康上の管理を行わせた場合。
（４）看護体制加算を算定せず、利用者が利用していた訪問看護事業所に利用者の健康上の管理を行わせた場合。

認知症専門ケア加算（Ⅰ）

施設における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者が占める割合が２分の１以上。
認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が２０人未満である場合にあっては、１以上、当該対象者の数が２０人以上である場合にあっては、１に、当該対象者の数が１９を超えて１０又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。

認知症専門ケア加算（Ⅱ）

認知症専門ケア加算の（Ⅰ）の基準をいずれも適合すること。
認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を１名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
当該施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。

サービス提供体制加算（Ⅰ）

サービス提供体制強化加算は限度額管理の対象外となります。
介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 80%以上であること。
勤続１０年以上介護福祉士３５%以上であること。

サービス提供体制加算（Ⅱ）

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が６０%以上であること。

サービス提供体制加算（Ⅲ）

以下のいずれかに該当すること。
① 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が５０%以上であること。
② 看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が７５%以上であること。
③ 短期入所生活介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち､勤続年数７年以上の占める割合が３０%以上であること。

看取り連携体制加算

看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族等に対して当該対応方針の内容を説明し同意を得ていること。
※死亡日及び死亡日以前 30 日以下について、7 日を限度

口腔連携強化加算

事業所の従業者が口腔の健康状態の評価を実施した場合において、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合

生産性向上推進体制加算（Ⅰ）

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。
見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。

生産性向上推進体制加算（Ⅱ）

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。

見守り機器等のテクノロジーを１つ以上導入していること。

介護職員等処遇改善加算（令和６年６月から）

介護職員等の確保に向けて介護職員の処遇改善のための措置が出来るだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた４段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）所定単位数の 14.0%を加算

介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）所定単位数の 13.6%を加算

介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）所定単位数の 11.3%を加算

介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）所定単位数の 9.0%を加算

介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）現行の３加算の取得状況に基づく加算率

２．[介護保険給付対象外サービス]

（実費負担）

食費	**370 円**	朝食	※低所得者対策制度あり
	740 円	昼食	
	580 円	夕食	
住居費（滞在費）	**2,580 円**	一日あたり	※低所得者対策制度あり
理美容代	**1,300 円～**	一回につき	
コピー	**10 円**	１枚につき	
貸衣類代	**100 円**	一日につき	
教養娯楽費	**実費**		
利用者選択による特別な食事	**実費**		
入院訪問サービス	**500 円**	１回につき	
電気製品持ち込み	**50 円**	１日につき	髭剃、携帯電話を除く
通信費	**実費**		
日常生活品	**実費**	使用分	看護上必要な衛生材料費を含む
破損による弁償	**実費**		

千葉市　四街道市以外のお客様で送迎をご利用された場合	**送迎加算＋実費**	バウムあすみの丘より直線距離１ｋｍにつき 200 円 例　　直線距離５ｋｍの場合 迎え　１０ｋｍとなり 2,000 円 送り　１０ｋｍとなり 2,000 円 合計　4,000 円　実費負担
通常の実施時間を越えた送迎	**1,500 円／1 時間**	ご利用者のご都合により 8：45～17：45 を超えた送迎の場合

３．[緊急時及び特別時の搬送料金]　（実費負担）

	一時間につき
緊急時施設搬送用車両	**2,500 円**
病院付き添い	**1,120 円**
特別時の搬送 （個人的な要望による搬送）	**1,500 円**

※1　車両がバウムあすみの丘に到着した時点までの料金請求となります。
（出発から到着まで）
※2　救急車で搬送された場合、付き添い職員の料金をいただきます。

４．[低所得者対策について]
住居費（滞在費）及び食費の減額を希望される方は、市町村の認定が必要となります。

	住居費（滞在費）	食費
利用者負担第１段階	**880 円**	**300 円**
利用者負担第２段階	**880 円**	**600 円**
利用者負担第３段階　①	**1,370 円**	**1,000 円**
利用者負担第３段階　②	**1,370 円**	**1,300 円**
利用者負担第４段階	**2,580 円**	**1,690 円**

（１日あたり）